

# 淡江大學 100 學年度碩士班招生考試試題 117-1

系別：日本語文學系

科目：日文(閱讀、作文)

考試日期：2月28日(星期一) 第2節

本試題共 三 大題， 三 頁

本試題雙面印刷

一、次の中国語に合う日本語のことわざを書け。30%

1. 積沙成塔、積少成多
2. 物以類聚
3. 井底之蛙，不知大海。
4. 無名英雄、幕後功臣
5. 百聞不如一見
6. 無風不起浪

二、□の中から適切なものを選んで、番号を記入し文を完成せよ。30%

- |           |              |           |          |         |
|-----------|--------------|-----------|----------|---------|
| ⑦急がば回れ    | ①二階から目薬      | ⑨猫に鰯節     | ⑤転ばぬ先の杖  | ④仮の顔も三度 |
| ⑩猿も木から落ちる | ⑥負うた子に教えられる  | ⑧馬の耳に念佛   | ⑩石の上にも三年 |         |
| ⑨嘘八百      | ④棚から牡丹餅      | ⑦亀の甲より年の功 | ⑥親の心子知らず | ⑫八百長    |
| ⑪腐っても鯛    | ⑩蛙の子は蛙       | ⑤鬼に金棒     | ⑨月とすっぽん  | ⑦根も葉もない |
| ⑫四苦八苦     | ⑨壁に耳あり障子に目あり | ③雀の涙      | ⑩鬼の目にも涙  |         |

1. 中学生になった兄はサッカーチームに入った。練習は毎日大変そうだが、( )、レギュラーになると頑張っている。
2. 遊びに行ったままなかなか帰ってこない弟を心配して、お母さんは料理も手につかない。それなのに、弟はにこにこして帰ってきた。まったく( )だ。
3. この原稿は、締め切りに間に合わせるのに( )したんだ。
4. ぼくの分のおやつまで弟にあげるなんて、いつ食べられるかわからない。( )だよ。
5. 投手のエラーで入った一点が勝点となり、ぼくたちのチームが優勝した。まさに( )だった。
6. この地域の歴史なら、おじいちゃんに聞けば何でもわかるよ。( )だ。
7. あの二人が別れるというのは、( )噂にすぎない。
8. 先日の相撲は簡単に勝負がつき過ぎ、( )騒ぎとなつた。
9. 忘れ物が多い鈴木くんは、今日も宿題を忘れた。いつもやさしい斎藤先生も、ついに「( )だ。」と言って、家まで宿題を取りに帰らせた。
10. さすがに往年の名選手だ。力は衰えたけど気迫が違う。( )だな。
11. お母さんが勉強の大切さをいくら説いても、遊ぶことに夢中な弟には、( )だ。

【背面尚有試題】

12. 太郎くんはぼくと体型が似ているのに、三重跳びが三十回できる。ぼくはやっと三回。  
 ( ) だ。
13. 今年は不景気で ( ) ほどのボーナスしかもらえなかつた。
14. 用件をはつきり言わないとねらいが何かわからないよ。( ) じゃだめだよ。
15. 今日はくもり空だ。( ) というから、いつ雨が降っても困らないように傘を持って出かけよう。

### 三、次の文章を読んで以下の質間に答えよ。40%

いうまでもなく、体罰は学校教育法第11条において、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学生、生徒及び児童に対して懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と「ただし書き」で明確に禁止されている。またこの「学校教育法の禁止する体罰とは」何かという疑問に対して「水戸五中体罰事件」の東京高裁判決（1981年4月）では、「懲戒権の行使として相当と認められる範囲を越えて、有形力を行使して生徒の身体を侵害し、あるいは生徒に対して肉体的苦痛を与えることをいう」と、これまた明解に定義している。

ところが、「昔は体罰は許されていた」と懷かしむ向きさえある。しかし、これは誤解であり錯覚に過ぎない。

なぜなら日本における教育の歴史を振り返ると、1879年（明治12年）の「教育令」以来、戦前戦後を通して、体罰は一度も「容認」された事実がないからである。たとえば「教育令」においては、「凡学校ニ於テハ生徒ニ加フヘカラス」（第46条）としている。1890年（明治23年）の「小学校令」でも、「小学校長及教員ハ児童ニ体罰ヲ加フルコトヲ得ス」（第63条）と禁じている。

また、古くは江戸時代に、日本に布教に来たヨーロッパの宣教師たちが、日本の親は子どもに体罰を加えないと、驚いて書き記している。それほど、わが国の子育てと教育の歴史の中では、体罰は行使されてこなかったのである。ところが、戦前に軍事教練が学校へ導入されて以来、体罰禁止の法を無視して軍人が体罰をふるい、今日のように、学校現場から体罰を放逐することが困難な状態になったのである。

ところで、日本は体罰否定の歴史をこれほど有しているにもかかわらず、今日に至るもなお、体罰肯定論は根強い。いやむしろ、最近では体罰待望論さえ広がっているといつてもよい。

その典型例は、スバルタ式訓練で四人の死亡・行方不明者を出した「戸塚ヨットスクール事件」に見られる。傷害致死罪で実刑判決が下り、6年の刑務を満了して出所した元校長の戸塚宏氏が、その足で開いた記者会見は異様であった。さらに、「体罰は教育です」とまで語らせ、あのスバルタ式訓練を「死者まで出してつくりあげた」などと「自負」。「今の仕事を続けたい」とか、「目的は子どもの進歩。体罰の時は『進歩、進歩』と考えながらやる」などと、言いたい放題。それをテレビが流す現象そのものに体罰待望の世論を見てとることができる。

つまり、テレビ局は視聴者のニーズを敏感に感じ取ったからこそ、このような非常識な会見をオンエアしたに違いない。そのことを裏付けるかのように、その後（5月）、同じ愛知県内で、ひきこもり青年を預かる民間施設で、職員の体罰による死亡事件が発生した。

では、いったいどうしてここまで体罰は根強い支持を得るのだろうか。それは一見、子どもへの「愛」に基づく「情熱」に溢れているからである。戸塚氏が言うように「進歩、進歩」と心で願いながら、体罰を加えてくれるからである。つまりわが子を最も愛しているはずの両親でさえ、その「愛」に心が揺れ、目が曇り、子どもの更生に役立つかもしれないと、その危険極まりない「狂気」に一縷の望みを託してしまうようである。（後略）

（尾木直樹『『愛のムチ』という錯覚。体罰はエスカレートし、子育ての力を失わせる』『日本の論点2007』文藝春秋）

問1：文中の下線部の漢字の読み方を書け。16%

- ①体罰 ②苦痛 ③錯覚 ④放逐 ⑤自負 ⑥世論  
⑦狂氣 ⑧一縷

問2：200字程度の意見文を書け。24%

上記の文章を読んで、「体罰」に賛成するかどうか、必ずどちらかの立場に立って意見を述べなさい。

―― 試験終了 ――